

議案第41号

【教育委員会事務局教育推進部教育長室】

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、給付型奨学金の給付対象及び給付額を拡大するとともに、私立大学等の理工農系の学部若しくは学科に在学し、又は入学する学生等に対する給付額の上乗せを行うものです。

【条例改正の背景】

学業に意欲をもちながらも経済的理由により修学が困難な方へのさらなる支援を目的として、国が行う給付型奨学金制度において、令和6年度から、新たに中間所得層の多子世帯及び私立大学等*の理工農系の学部又は学科に通う学生が奨学金給付の対象となるなど、支援の拡充が行われました。区が行う給付型奨学金制度においても、より奨学生の実態に沿った支援となるよう制度を見直すため、条例を改正します。

※私立大学等とは、私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校並びに通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校をいいます。

【条例改正の内容】

- ①給付型奨学金の給付対象となる世帯年収の上限を約750万円に引き上げます。
- ②世帯年収約480万円までの世帯の奨学生に対して、国が行う非課税世帯の学生への授業料等減免及び給付型奨学金を合わせた全額支援と同額の給付となるよう給付額を拡大します。
- ③私立大学等の理工農系の学部若しくは学科に在学し、又は入学する奨学生に対して、給付額を最大23万4,000円（月額1万9,500円）上乗せします。
- ④入学に際して必要とする資金について、給付対象を世帯年収約750万円までの世帯の奨学生に拡大するとともに、世帯年収約480万円までの世帯の奨学生に対する給付額を拡大します。

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和6年4月1日

議案第42号

【企画経営部財政課】

令和6年度港区一般会計補正予算（第2号）